	121									452,000	437,700	427,300	424,100	416,000	411,300					
	122									452,800	438,500	428,000	424,900	416,900	412,200					
	123									453,600	439,300	428,800	425,800	417,800	413,100					
	124									454,400	440,100	429,600	426,700	418,700	414,000					
	125									455,200	440,900	430,400	427,500	419,600	414,700					
	126									456,000	441,700	431,200	428,400	420,500	415,600					
	127									456,800	442,500	432,000	429,300	421,400	416,500					
	128									457,600	443,300	432,800	430,200	422,300	417,400					
	129									458,500	444,200	433,600	430,900	423,000	418,100					
	130										445,000	434,500	431,700	423,900						
	131										445,800	435,400	432,500	424,800						
	132										446,600	436,300	433,300	425,700						
	133										447,500	437,000	434,200	426,400						
	134										448,300	437,800	435,100	427,300						
	135										449,100	438,600	436,000	428,200						
	136										449,900	439,400	436,900	429,100						
	137										450,800	440,300	437,600	429,800						
	138											441,100	438,500	430,600						
	139											441,900	439,400	431,400						
	140											442,700	440,300	432,200						
	141											443,600	441,000	432,900						
	142											444,400	441,900							
	143											445,200	442,800							
	144											446,000	443,700							
	145											446,900	444,400							
再任用職員		—	—	514,400	470,600	454,800	398,700	359,300	340,900	307,900	288,700	282,900	282,700	276,100	272,300	264,100	246,900	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。